4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。
⑶　上記２⑴の参加資格のない者及び虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該業務に直接関係する他の業務の契約を、本業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記２⑴①に掲げる資格の認定を受けていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、上記３⑷①の提出期限の日において、当該資格の認定を受け、かつ、技術提案書の提出を求める者として選定されていなければならない。
⑼　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design Work of Medical and Pharmaceutical Science Building, Kyoto University
⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 PM, 11 April, 2013
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 PM, 29 May, 2013
⑸　Contact point for documentation relating to the proposals : Facilities Contract Section, Planning Division, Facilities Management Department, Kyoto University, Yoshida-honmachi Sakyo-ku Kyoto-shi 606―8501 Japan TEL 075―753―2308

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項の規定に基づき、裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
なお、既に有効期限を平成27年３月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。
平成 25 年４月１日
最高裁判所事務総局経理局長　垣内　　正
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13
1　契約の種類及び区分
⑴　工事種別　建設工事：建築一式工事、プレハブ工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事
⑵　業務種別　測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務
2　受付の申請の時期　裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の、９時30分から12時まで及び13時から16時まで。
なお、参加しようとする入札までに余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので、留意すること。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法等　最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。
http://www.courts.go.jp/tyotatu/zyoho/index.html
⑵　申請書の提出方法
ア　原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるイ又はウの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参により提出する。
なお、申請にあたっては、１箇所に提出すれば足りるものであり、重複申請のないよう注意する。
イ　建設工事に係る申請書類
㋐　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
㋑　添付書類
①　業態調書
②　営業所一覧表
③　総合評定値通知書の写し（競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、その審査基準日が、申請をする日の、１年７月前の日以後のものに限る。）
なお、申請者が官公需適格組合であるときは、当該組合及び構成組合員の総合評定値通知書の写しをそれぞれ添付する。
④　納税証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。））又はその写し
ただし、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行された納税証明書その３等を添付する。
⑤　申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書
ウ　測量等に係る申請書類
㋐　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
㋑　添付書類　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写しの提出が、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、地質調査業者登録規程第７条による現況報告書の写しの提出があれば、その登録部門に該当する業種につき、次に掲げる②、③、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。
①　業態調書
②　測量等実績調書
③　技術者経歴書
④　営業所一覧表
⑤　営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し
⑥　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し、申請者が個人であるときは、身元証明書又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行されたものを添付する。
⑦　財務諸表類（申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年間の事業（営業）年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（申請者が個人であるときは、書類審査基準日の直前１年間の事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書））
⑧　納税証明書その３等又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行されたものを添付する。
4　申請書等に使用する言語等　申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。
5　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条に該当する者